

公立大学法人岐阜県立看護大学の役員報酬等支給基準の変更について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準（以下「役員報酬等支給基準」という。）の変更について、法人から知事に届出があり、令和6年12月25日付で知事から当評議委員会に通知があったため、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく当評議委員会の意見を求める。

- 役員の報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。（地方独立行政法人法48条1項）
- 役員の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参照し、かつ、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績を考慮して定めなければならない。（同法48条3項）
- 評議委員会は、役員の報酬等の支給の基準が前条第3項に照らして適正なものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる。（同法49条2項）

1 変更の趣旨

法人の常勤役員の報酬については、法人の設立時において、法人化前の学長の給与を基準とし、当該常勤役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とすることとされ、具体的には、県の教育職に係る給与を参考に定めている。

今般、令和6年度岐阜県人事委員会勧告を受けて県の教育職に係る期末・勤勉手当支給割合が改定されたことから、法人においては、その改定内容を参考に、役員報酬等支給基準のうち、常勤役員の期末特別手当の割合を変更する。

2 変更内容

○常勤役員の期末特別手当（6月・12月）

【旧】期末特別手当

$$= (\text{基本報酬月額} + \text{基本報酬月額} \times 45\% \text{以内}) \times \underline{170.0\%} \quad (6 \text{月}) \cdot \underline{170.0\%} \quad (12 \text{月}) \times \text{在職期間率}$$

【新】期末特別手当

$$= (\text{基本報酬月額} + \text{基本報酬月額} \times 45\% \text{以内}) \times \underline{172.5\%} \quad (6 \text{月}) \cdot \underline{172.5\%} \quad (12 \text{月}) \times \text{在職期間率}$$

※ただし、令和6年12月に支給する期末特別手当については「172.5%」を「175.0%」と読み替えるものとする。

(参考)

岐阜県教育職給料表（一）適用職員のうち、学長の職を占める職員の期末・勤勉手当支給割合

		6月期	12月期	計
6年度	期末手当	0.65月 (変更なし)	0.675月 (+0.05月)	1.325月 (+0.05月)
	勤勉手当	1.05月 (変更なし)	1.075月 (+0.05月)	2.125月 (+0.05月)
	計	1.70月 (変更なし)	1.75月 (+0.10月)	3.45月 (+0.10月)
7年度 以降	期末手当	0.6625月 (+0.025月)	0.6625月 (+0.025月)	1.325月 (+0.05月)
	勤勉手当	1.0625月 (+0.025月)	1.0625月 (+0.025月)	2.125月 (+0.05月)
	計	1.725月 (+0.05月)	1.725月 (+0.05月)	3.45月 (+0.10月)

※（ ）内は現行との増減

3 変更年月日

令和6年12月25日（令和6年12月1日から適用）

4 変更後の役員報酬等支給基準

資料①－1のとおり

5 参考事項

現在、常勤役員である理事は、職員を兼務し、職員給与の支給を受けているため、常勤役員報酬の支給の対象者は、理事長のみ。

○地方独立行政法人法

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下…「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人物費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人物費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。